

令和5年五條市議会第3回9月定例会（第3号）

日 時 令和 5 年 9 月 12 日（火）午前 10 時 開議

議事日程

第1 一般 質 問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	仲 山 嘉	1 地域のイベントについて (1) 自治会等の地域で行われているイ ベントについて (2) 市の支援について 2 ネーミングライツについて (1) 公共施設のネーミングライツにつ いて 3 ふるさと納税について (1) 現状について (2) 増額への取組について	市長・部長 市長・部長 市長・部長
2	福 塚 実	1 五條市のDXの取組について (1) DXの現状について (2) 行政業務の効率化について 2 自治会運営について (1) 高齢化に伴う問題について (2) 自治会サポートについて 3 インボイス制度への対応について (1) インボイス制度について (2) 五條市のインボイス制度の運用に ついて (3) インボイスの適用事業の件数につ いて	市長・部長 市長・部長 部長・水道局長
3	岩 本 孝	1 がん検診について (1) がん検診の種類と方法について (2) 費用について (3) 受診率について (4) 受診率向上の対策について (5) 要精検の方への対応について (6) アピアランスケア支援について 2 市長の政治姿勢について (1) 職員の配席変更とパーティション 設置について (2) 選挙公約について	市長・部長 市長・部長

第 二	報 第 十四号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第 三	報 第 十五号	専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）
第 四	報 第 十六号	専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）
第 五	報 第 十七号	専決処分の報告について（五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）
第 六	報 第 十八号	専決処分の報告、承認を求めることについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第四号））
第 七	議 第 三十八号	五條市大塔ライフハウスの条例の全部改正について
第 八	議 第 三十九号	市立五條文化博物館条例等の一部改正について
第 九	議 第 四十号	五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正について
第十	議 第 四十一号	令和五年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
第十一	議 題 四十二号	令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について
第十二	議 題 四十三号	令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について
第十三	議 題 四十四号	令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について
第十四	認 第 一號	令和四年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
第十五	認 第 二號	令和四年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第十六	認 第 三號	令和四年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
第十七	認 第 四號	令和四年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第十八	認 第 五號	令和四年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
第十九	認 第 六號	令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第二十	認 第 七號	令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第二十一	認 第 八號	令和四年度五條市水道事業会計決算認定について
第二十二	認 第 九號	令和4年度五條市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
第二十三	認 第 九號	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
第二十四	報 第 二十号	専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

十二番 十一番 九番 八番 七番 六番 五番 四番 三番 二番 一番

副市長

福 平

大 藤 吉 山 福 岩 鎌 吉 谷 中 秋 伸

塚 岡

谷 富 田 口 塚 本 田 山 本 山

勝 清

龍 美 雅 耕 佳 勝 俊 直
恵

彦 司

雄 子 範 司 実 孝 秀 正 啓 樹 嗣 嘉

説明のための出席者

欠席議員（なし）

事務局次長

事務局職員出席者

小	教育部長	都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）	都市整備部長（土木管理担当）	危機管理監	総務部長	市長公室長	技監	理事	教育長
田	西吉野支所長	池	平谷久	中櫻西善石井					
光	大塔支所長	田	中保本本本田上						
章	会計管理者	嶋	己口保本本本田上						
	水道局長								
	総務部次長・財政課長事務取扱								
	戸柴榮吉岡名上								
	野田林川迫井								
	裕淳佳民雅								
	哲彦子秀長浩朗								
		晶	富久雅賢茂久隆茂惠						
			長美彦二樹雄典人充						

事務局次長補佐 福神辰巳
事務局総務係長 本農典大
速記者 希子輔

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、昨日の延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂き、明瞭・的確にお願いいたします。

なお、演壇及び質問席で発言される場合は、感染症予防対策を施しておりますので、マスクを外していただいて結構です。本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（吉田雅範）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。なお、質問席で質問される場合は、マスクを外していただきても結構です。

議員各位には、申合せのとおり一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解頂き、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、感染症拡大防止対策として、一般質問の時間は質問と答弁を含めて六十分以内といたします。理事者側にも御協力ををお願いいたします。

初めに、一番仲山 嘉議員の質問を許します。（「一番」の声あり） 一番仲山 嘉議員。

〔一番 仲山 嘉質問席へ〕

○一番（仲山 嘉）議長より発言の許可を頂きましたので、通告のとおり一般質問をさせていただきます。

一、地域のイベントについてお伺いいたします。

（一）自治会等の地域で行われているイベントあるいは祭りは、現在、ある自治会では屋台で楽しんでもらえるような低価格での提供、費用は地域住民の方々が負担して行つておられます。

これもイベント継続のためでありますが、この状況では持続が難しいかと存じますが、市としましては、どのような考えをされているかお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）一番仲山 嘉議員の御質問にお答え申し上げます。

自治会等の地域で行われているイベントにつきましては、地域振興あるいは地域コミュニティの活性化等において重要であり、持続可能な地域づくりにおいては欠かせないものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）一番仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）それらのイベントに関して、現状どのような支援を遂行されていますか。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）市としましては、地域でのイベント活動等について、広報五條や公式LINEによる周知等により可能な限り地域の活動が持続していくよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）一番仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）ありがとうございます。

今回私が問うたことで広報五條や公式LINEによる周知、支援をしていただけるという回答を頂きまして、ありがとうございます。ただ、先ほども述べさせていただいたように、各地域でその活動における現状は地域住民の方々が負担しておられ、赤字運営が事実です。このままではイベントの活動の存続が危ぶまれます。

本市としましては、これ以上の過疎化を防ぐため、持続可能な地域づくりに向けて、その活動における費用について、自治総合センターのコミニティ助成事業の活動等が充當に当たると思いますが、いかがでしょうか。前向きな御検討をお願いいたします。

続きまして二番、ネーミングライツについてです。

(一) 公共施設のネーミングライツについてお伺いいたします。

皆さん、ネーミングライツを御存知でしょうか。簡単に説明すると、施設等の命名権を売却することで、その施設等に愛称として企業名などをつけることができる制度です。有名なところでは、京セラドーム大阪が一例です。

まだまだネーミングライツを導入している自治体は少ないので現状ですが、取り入れている自治体では、想定以上の収入源になつたと回答している自治体があります。

そのような観点から、歳入の確保という点においてネーミングライツも有効な手段であると考えられ、本市においても実施してはいかがかと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

○議長（吉田雅範） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 歳入の確保という観点においては有効な手立てであり、行財政改革の一環として取り組む課題の一つであると認識しております。

他市の状況等も踏まえながら、引き続き制度設計等の整理を進め、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 一番仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉） ありがとうございます。

現状私が考える候補施設としましては、シダーアリーナ、上野公園、各公民館などを検討していただければと思います。今後は積極的にネーミングライツ導入に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、三番ふるさと納税についてお伺いいたします。

一番、現状についてお伺いいたします。

ふるさと納税は自治体に任されている部分が大きく、非常に自由度の高い制度であります。この制度を活用することにより、本市にとつても大幅な增收を得られる貴重な財源の一つであると考えます。また、地域の特産品を全国にPRできるチャンスの場もあります。

しかしながら、このような制度のうまみを享受できているかどうかは自治体によつて格段の差があり、明暗を分けているのが実情です。本市が明暗のどちらに属しているのか把握する必要があります。

一方、住民税控除適用者数は急激に増加しており、令和三年は五百六十四・三万人に対し、令和四年は七百四十・八万人となつております。つまり、利用者数が増えているということは、この制度の恩恵をますます得られることを期待して、本市の令和三年度、四年度の寄附決算額及び令和五年度の寄附見込み額についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）年度ごとの寄附額ですが、令和三年度の決算額が約一億三千百四十万円、令和四年度の決算額は約一億三千六百万円です。令和五年度の見込み額につきましては、四月から八月末までの寄附が約七千九百万円で、同時期の令和四年度の寄附額の約一・四倍となつております。この状況で推計いたしますと、おおむね予算額と同程度の約一億九千万円を見込んでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）一番仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）ありがとうございます。

令和三年度、四年度、五年度と増収している結果は努力の賜物のほかありませんが、近年の利用者数の伸び率に比べたら寄附額の伸び率が低い。もう一つは、金額で比べると奈良県はワースト四位となつております。八月十日に市長が東京ドームに行かれて、本市の観光大使であるジャイアンツの岡本和真選手と本市の柿をお配りし、PRされていました。このようなイベントは、認知度を上げるために非常に有効な企画だと思います。この企画が功を成せば、令和五年度の増収につながると期待できます。楽しみしております。

続きまして（二）増額への取組についてお伺いいたします。

全国では、このふるさと納税を財源に魅力的な施策を展開している自治体も多く、約千七百を超える自治体が特色ある地場産品を返礼品とし、寄附獲得に向けた取組を行つています。施策の推進に当たつては財源の確保にも取り組む必要があるものと考えますが、ふるさと納税の増額は施策推進にとって大変有効な手段と考えます。本市で行つている寄附額増額への取組についてお伺いいたします。

○議長（吉田雅範）西本市長公室長。

○市長公室長（西本久雄）ふるさと納税寄附額の増額に向けましては、ポータルサイトの増設やサイト内の画像の見栄えをよくすることは大変有効と考えてございます。

具体的な取組といったしましては、ふるさと納税ポータルサイトを前年度の倍の六サイトとし、返礼品の画像につきましてもより寄附意欲が高まるようブラッシュアップするなど、魅力的に伝わるよう工夫をしております。また、前年度まで本市では取扱い数が少なかつたいちご等の果実や精肉の種類を増やすことで一年間を通じて寄附を集められるよう努めるほか、新規登録事業者の開拓も併せて行つております。

今後も引き続き返礼品提供事業者等との協力体制を維持し、魅力ある返礼品開発やポータルサイトの魅力化などに取り組んでまいります。
以上答弁といたします。（「一番」の声あり）

○議長（吉田雅範）一番仲山 嘉議員。

○一番（仲山 嘉）ありがとうございます。

確かに、ふるさと納税寄付額の増加に向けた取組に努められていると思います。しかし、一での結果を踏まえると、その取組の成果は芳しくないというのが現状です。まだまだふるさと納税の財源確保には生かしきれていないと思いますので、抜本的な見直しを提案いたします。

一つ目としましては、コンサルティング会社の再検討、二つ目としては、ほかの自治体ではないような斬新的な返礼品のアイデア、三つ目としましては、本市の名物産である柿のイメージ定着、以上一丸となり取り組み、さらなる成果へとつなげていただければなと思います。

以上で、一番仲山 嘉の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）以上で、一番仲山 嘉議員の質問を終わります。

次に、八番福塚 実議員の質問を許します。（「八番」の声あり）八番福塚 実議員。

〔八番 福塚 実質問席へ〕

○八番（福塚 実）八番福塚 実、議長の発言の許可を頂きましたので、通告どおり発言させていただきます。

まず、一番に五條市のDXの取組について、二番、自治会運営について、三番、インボイス制度の対応について質問させていただきます。
まず、一番にDX、トランクフォーメーションの現状についてお伺いします。

総務省の指針で新型コロナウイルスの対応において地域組織間にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかになりました。
こうした認識に基づき令和二年十二月二十五日閣議決定され、令和四年九月二日に改正され、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、
自治体の意義は大きいと思います。

五條市のDX、トランクフォーメーションの現状をお答えください。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

本市におけるDX推進の取組として、総務省による自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づき、戸籍・税・国民健康保険など主に窓口業務で使用する基幹業務システムについて、令和七年度末までに国による標準仕様に基づくシステムへの更新及び国が整備するガバメントクラウド上への構築に向け準備を進めております。

このほかにも、市民サービスの向上、職員の業務負担の軽減に向け、窓口業務のワンストップ化・デジタル化を目指し、窓口課を中心とした若手職員によるプロジェクトチームを設置して、これから具体的な検討を進めていくところでございます。

市民の利便性の向上と職員の業務効率化に向け、五條市においてもデジタルトランスフォーメーションを推進してまいります。
以上答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）五條市も取り組んでいただけるということで、この基幹業務システムの標準化に取り組んでいるということですけれども、標準化システムはどのような業務内容なのか、また標準化に向けた費用はどれぐらいかかるのか、お答えください。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）標準化対象業務につきましては政令で定められておりまして、児童手当、子供・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の窓口業務に関する二十業務となっております。なお、標準化に要する費用につきましては、現在調査中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚実議員。

○八番（福塚 実）標準化に向けて、現在検討中、お金はまたこれから調査するということなんですねけれども、この行政業務の効率化について、デジタル技術の活用による窓口業務の改善について、国においても推進されており、各地でその取組が広がっていると聞いております。

また、五條市においても検討しているということなのですねけれども、どのようなメリットがあるのかお答えください。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）デジタル技術の活用による窓口業務の改善につきましては、国において書かないワンストップ窓口として横展開が推進

されておりまして、本市においても検討を進めております。

その導入によるメリットとしましては、市民にとっては書かない、待たない、回らないことによる利便性の向上が挙げられます。また、職員にとつても、システム活用による業務負担の軽減やサービス平準化により経験の浅い職員も窓口対応が可能になるなどのメリットが期待できます。

これらを踏まえ、さらに研究を重ね、DX推進による業務改善を進めてまいりたいと考えております。
以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このDX、デジタルトランスフォーメーション、五條市の受付窓口業務をデジタル化していくことで、これ他市の取り入れているところ、先進事例ですけれども、インターネット等で調べさせてもらいました。

まず、一つ大きいのが、市役所内の情報管理が一元化され、そして市役所に訪れられた市民の方々が一つの窓口で、住民票であつたり住民税の申告であつたり印鑑証明であつたり軽自動車税、これ一つの窓口に座るだけで各省庁にネットにつないで、そして各課の人らが、言うたらモニターで受け答えして、そして、その市民の方々の利便性を図るというやり方だと思うんです。これをしていくためには大変時間もかかると思うんですけれども、ここに市の職員の方々もおられまして、私も含めてですけれども割とアナログ世代で、そういうふうな取組がなかなかピンとこないということもあります。

今五條市において、LINEであつたり YouTube であつたり、様々なネットを通した事業展開していると思うんですけれども、今現在五條市において子供たちがデジタル化に向けてそういう勉強をして、タブレット等を使った授業等も行つております。これから世代交代の中で、そういう若い方が五條市に入ったときに、やはりこの効率化という部分においてデジタルを最大限利用した展開が必要だと考えます。

この前ちょっとニュースで見たんですけども、その行政機関において職員が退職されるという部分もありまして、それがなかなかデジタルは若い方々でやられるというのは、効率化ができるといいというのが大きな問題で、手間がかかる、これもつとこういうふうにしたほうが早いねんという意見がなかなか取り入れられない。

何で取り入れられないかというと、今までこういうアナログ型で業務していたのが、もうこれで十分やないかというふうな形の中で、なかなか市の先輩方が受け入れられないという状況があると聞きました。

なぜかというと、これは不具合ではないと。今までできたんやからこのままでできるという、そういう感覚なんです。それが、このデジタル

化によって、市民も含めてですけど、あっち行きこっち行き、住民票をもらいに行くというのが一つの窓口で、これでもう時間短縮できますし、そして働き方改革の中でもやはり外に出て、タブレット持つとつてそこで仕事ができる、自宅でも仕事ができるという形の中で、これは本当に有意義なことなんだと思思います。

これを含めて、五條市もさらなる努力をしていただいて、経費はかかると思いますけれども、そして今システムがやっているところが変えなければならぬのかそのまま継続してその五條市のあるシステムが使えるのかは私分かりませんけれども、その辺も踏まえて今後さらなる検討をよろしくお願ひをしておきます。

それでは二番の自治会運営について質問させてもらいます。

高齢化に伴う問題についてです。

まず、高齢化に伴い自治会運営は厳しい状況と考えますが、五條市の状況についてお答えください。

○議長（吉田雅範） 櫻本総務部長

○総務部長（櫻本茂樹） 五條市の自治会数及び加入世帯数の推移についてでございますが、令和三年度は二百九十一自治会、八千六百十五世帯、令和四年度につきましては二百九十四自治会、八千四百七世帯、令和五年八月末現在では二百八十八自治会、八千二百世帯であり、高齢化等の影響もあり、自治会数及び加入世帯数共に減少傾向にあります。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 八番福塚 実議員

○八番（福塚 実） この数字でも現れるようにこの自治会運営、本当に厳しい状況が続いているります。私たちも田舎でおつて、やはり高齢化に伴う奉仕作業であつたり、様々な事業がなかなかうまくいかないというか、昔先輩方にお手伝い頂いたのが、もう高齢によつて参加できないということで、自治会運営がしんどいと。そして、若い世代の方々に負担も増えてくるということなので、大変苦慮している自治会があると思います。五條市全体の話ですけれども。その中においてこの自治会サポートについてちょっと質問させていただきます。

高齢化に伴うごみ集積所の増設についてです。今までごみ集積所にごみを持って行つとつた方々、私の家も含めて車で運ぶ方もおられるんですけども、車で運べない方、もう免許返納してしまつて運べない方もおられます。また、もともと免許持つてなかつても、一輪車等で運んでいた方々が、その家庭のごみが、その集積場まで遠いと。また、起伏が激しいところがあつて運べない。また、その距離や地形の問題などから、ごみを持っていくのが困難な場合、市としてそのごみの集積場の変更や追加等が何らか対応していただけるのか、ちょっとお答えい

ただけますか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）ごみの集積所の追加・変更につきましては、自治会長などからごみ集積場追加変更届を提出いただき、隨時対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）隨時対応していただけるということなので、自治会から要望があれば対応していただきたいなと思つております。

それでは、自治会サポートの耕作放棄地など、雑草の草刈りなどについて苦慮している市民がおられます。また、鳥獣害の懸念や害虫の懸念、道路や歩道や水路へのみ出しなど様々ですが、市ができるサポートなどについてお答えください。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）耕作放棄地への対応につきましては、農地は所有者等が適正に保全管理することが原則となつております。

一方、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の対象地域では、事業を活用し、集落等共同で保全管理を行つていただいております。

市といたしましては、耕作放棄地を出さないためにも、農地中間管理機構を介しての地域の担い手となる認定新規就農者、認定農業者や集落営農組織等への農地の集積・集約化を図るとともに、農業委員会と連携を図りながら、農地の流動化を進めています。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）畑、田んぼ等をどこかに貸出しとか要望があればしていただけるということなんですけども、私、昨日もいろいろ話あつて、市長も言うとつたんやけれども、上野に花を植えたらいいん違うかとかそんなんあつたんですけど、もし可能であれば田んぼ等の耕作放棄地があるんですけども、それ自治会などにいくらか補助出していただいて、自治会の方がそこを耕していただいて花畠にするとか、そういうふうな形にすれば耕作放棄地が解消されて、そして自治会の方が草刈り等もできるかできないか分からんんですけども、要望があればそういう形でサポートもできるんじゃないかなと私考えるんです。その辺もまた今後検討していただきたいと思います。

また、阪合部地区においても耕作放棄地が増えてきている状態の中、耕作放棄地だけではなくて山林もそうですけれども、私もこの前から

もいろいろ話をさせてもうて、広域防災拠点ということでありますと、そういうような部分が解消されるのかなと思いました。それが今、知事の公約という形で、一旦停止になつております。

この前からも奈良県知事がプレディアに来られたということで、五條市に来られたということであつたんですけども、私は本来であれば地元にちゃんと説明に来るべきやと思つております。そのときに市にも何か、来られるときに挨拶か何かあつたんですか。ちょっとその辺教えてもらえますか。

○議長（吉田雅範）中本危機管理監。

○危機管理監（中本賢二）ただいまの奈良県知事のプレディアゴルフ視察の件で市に何かあつたのかという御質問かと思うんですけども、担当課の大規模防災拠点整備課のほうからは、情報として我々のところには入つてきておりました。

ただ、市役所に寄るとかそんなんじやなくて、直接県からプレディアゴルフの現場へ行つて、約2時間程度現地を、コース内を回られたといふうに聞いております。市役所には寄つておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）これ、あまり質問の内容でないので、自治会と大きな関わりがある問題ですので、主觀ですけどちょっとだけ言わせてもらいます。

本来であれば、これ自治会なり、また行政サイドに、また市長なりに挨拶に來るのが常識かなと私は思つておりますんで、その辺大変遺憾に思つております。これからも五條市、県との連携がしつかり取れるような形を取つていただいて、いずれかはやっぱり市民説明会なり、やめるならやめるで、中止するなら中止するで、地元にちゃんとした説明をしていただきたいと、私の主觀をここで述べておきます。

続きまして、インボイス制度の対応について質問させていただきます。
まず、インボイス制度について、昨日議員からも質問あつたんですけども、少しかぶる部分があります。その辺もご了承ください。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）五條市においても、事業者の立場から取引団体である民間事業者が仕入れ税額控除を受けるため、インボイスに対応した適格請求書発行事業者の登録が必要であります。このため、一般会計、水道、下水道事業等の企業会計等、それぞれ必要な登録を完了して

おります。

本市では水道局、下水道室、一般会計の適格請求書発行事業者登録ができるおりますが、消費税の申告納税を要しますのは、水道局水道事業会計と下水道室下水道事業会計の二企業会計のみでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでインボイス、私もこれインボイスというのは個人事業主対象だけかなと思ったら、市も関わってくるということなんんですけど、この五條市のインボイス制度への運用について、システム改修など市としては対応はできているのか、お答えください。

○議長（吉田雅範）櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹）一般会計の財務会計システム、それから上水道、下水道の公営企業会計等の会計システムについて、全て改修が完了しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）それでは、インボイスの適応事業所の件数についてお答えください。また、これ上下水道事業での取引業者の数も教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）柴田水道局長。

○水道局長（柴田裕彦）水道局水道事業会計において、インボイスの適用対象となる課税仕入れに係る売手事業者、つまり消費税課税仕入れ先事業者ですが、令和四年度水道局の通年で調べましたところ、市内市外合わせて百五十余りの課税取引を行う事業者があり、その中には免税事業者と思われるものが九者ございました。

以上、答弁いたします。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）下水道室下水道事業会計でのインボイスの適用対象となる消費税課税仕入れ先事業者ですが、令和四年度下水道室の通年で調べましたところ、市内市外合わせて五十の課税取引を行う事業者があり、その中には免税事業者と思われるものはありませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）このインボイス制度は本当に十月から施行されるということで、個人事業主で不安に思われている方がたくさんおられると思います。

この五條市のインボイス制度の中小企業への周知はどのように行っているのか、答えてもらえますか。

○議長（吉田雅範）平己産業環境部長。

○産業環境部長（平己富長）五條市では、五條市商工会と連携して税務署が作成したインボイス制度のチラシを令四年十月に商工会の郵便物に同封して送付しております。

また、税理士を講師として招いたセミナー及び個別相談を令和四年十一月と令和五年一月の各二回開催し、五十二名の参加がありました。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）年にこれ二回ほど説明会なされたということなんですねけれども、引き続きこれ施行されたら、またその御相談に来られる方がおると思いますので、そのときは適切に市のほうからも説明していただける体制を作つていただきたいと思いますので、その辺よろしくお願ひいたします。

それでは八番、福塚 実の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で八番福塚 実議員の質問を終わります。

○感染症拡大防止のため、十時五十五分まで休憩いたします。

午前十時三十五分休憩に入る

午前十時五十五分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので会議が成立いたします。

この際申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、質問席で質問される場合は、マスクを外していただいても結構です。

次に、七番 岩本 孝議員の質問を許します。（「七番」の声あり）七番 岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝質問席へ〕

○七番（岩本 孝）議長の発言の許可を頂きましたので、七番 岩本 孝の一般質問をさせていただきます。

私は、四年前にもがん検診について質問させていただきました。

日本人の死亡原因のトップは、男女共がんでございます。近年では、二人に一人ががんになり、そのうち三人に一人が亡くなるという結果になっております。我が国で見ますと、令和四年中は三十八万五千人もの人ががんで亡くなっております。このように、がんは不治の病と恐れられております。近年、医療技術の進歩により、大きく生存率は改善されつつありますが、依然として恐ろしい病気であることには変わりありません。

私自身も十二年前に大腸がんになり、しかし早期診断、早期発見、早期治療のおかげで現在元気に生活させていただいております。
それでは、質問に入ります。

現在五條市が取り組んでおりますがん検診の種類と実施方法についてお伺いします。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）七番 岩本議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市におきましては、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がんの五つのがん検診を、カルム五條等の会場で検診車等により受診する集団検診と指定の医療機関で受診する個別検診で実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番 岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今、五つほどがん検診についてお答えいただきましたが、それに要する受診者が負担する金額をお教え願います。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）がん検診受診者の自己負担金額は、集団検診の場合、胃がん検診はバリウム検査で千円、肺がん検診はレント

ゲン撮影のみは無料、喀痰検査、痰の検査ですが、を実施する場合は四百円、大腸がん検診二百円、子宮頸がん検診千円、乳がん検診は一方向撮影で千円、二方向撮影で千三百円となつてございます。

個別検診につきましては、自己負担金額は胃がん検診が胃の内視鏡検査で三千円、大腸がん検診で四百円、子宮頸がん検診二千円、乳がん検診は一方向撮影で二千円、二方向撮影で二千三百円です。

ただし、集団検診、個別検診共に七十歳以上の方の自己負担金額は無料としております。
以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）集団検診やつたら少し安いと。ほんで自己負担額、個別検診はちょっと高いと。七十歳以上は無料、両方共無料ですね。はい、分かりました。

それでは、次にがん検診の受診率は、コロナ禍の影響か分からんけど、ちょっと減少した、横ばいか減少したということをちょっとお聞きしてますねんけど、現在の受診率はどうですか、お伺いします。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）令和二年度から令和四年度の三年間の受診率で見ますと、令和二年度に新型コロナウイルス感染症の影響により受診率が低下しましたが、令和三年度以降は回復傾向にあります。

がん検診の対象者は、国民健康保険加入者や専業主婦の方などになり、胃がん、肺がん、大腸がん検診は四十歳以上の人で、令和四年度で約一万五百人おられ、胃がん検診受診率は、令和二年度四・五パーセント、令和三年度六・三パーセント、令和四年度五・五パーセント、同様に肺がん検診は、六・七パーセント、一〇・五パーセント、九・〇パーセントになつております。大腸がん検診は、一〇・七パーセント、一五・八パーセント、一二・八パーセントでござります。

子宮頸がん検診は、二十歳以上の女性が対象で、令和四年度では約七千人おられ、受診率は令和二年度一七・七パーセント、令和三年度一九・八パーセント、令和四年度二〇・〇パーセントです。

また、乳がん検診は、四十歳以上の女性が対象で、令和四年度では約六千四百人おられ、令和二年度二三・六パーセント、令和三年度二四・二パーセント、令和四年度二四・三パーセントでございます。
以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本孝議員。

○七番（岩本孝）今、受診率聞かせていただきました。たくさん対象者がおるのに、四人に一人受けたら受診率は高いほうで、少ないがん検診やつたら五人に一人、二〇パーセント弱。やっぱりこれは、がんになつても早期診断してもらつて、ほんで早期発見してもらつて、ほんで早期治療、それが一番ええことやと思ひます。

近年、私の友達もここ二年ほどで三人がんで亡くなりました。そんなん余計なことですんやけど、来月同窓会あります。そのうちもう……時間ちよつとあるさかい、ゆつくりいかせてもらいます。私の幼・小・中の同窓生、男九人しかおらへんのです。もう四人がんで亡くなりました。一人脳梗塞で半身不随です。四人しかおりません。それだけもう七十歳超えたら、やっぱりがんになる率、先ほど申しましたように二人に一人ががんになつて、そのうち三人に一人が亡くなる。私かでもう今こないしてしやべつとるけど、いつ亡くなるかも分かりません。ほんで、それにはやっぱり早期診断、早期発見、早期治療、これ何回も言いますが、その受診率の向上に向けた市の取組についてお伺いします。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）がん検診の受診率向上への対策では、がん検診の周知啓発といたしまして、四十歳から七十歳の十歳刻み年齢の方へ個別に御案内、さらに女性には四十歳から六十五歳の五歳刻みの年齢で案内する骨粗しそう症検査案内通知にがん検診案内を同封しております。

また、広報五條、市ホームページ、公式LINE等への掲載、自治会回覧、保険年金課の特定健診受診券通知でも案内をしております。検診の申込みでは、電話や窓口だけでなく、インターネットを使って若い世代の方々が二十四時間受診申込みできる体制を取つております。検診方法では、利便性を向上し受診行動への意欲を高めるため、保険年金課とも連携し、一度に定期健診と併せて五つのがん検診が受診できるよう日程を組んでおります。

今後も市民の皆様への啓発活動や、受診しやすい環境づくりを推進して、受診率向上に取り組んでまいります。
以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本孝議員。

○七番（岩本孝）今、聞かせていただきましたが、自治会広報やホームページ等で案内する。ホームページも見られへん高齢者も多いやろし、さらに何かええ方法を考えていただいて、少しでも受診率が上がるよう努めを払つてほしいと思います。

次に、そのがん検診を受けた精密検査で、要精検と言われた。那人への対応はどうしているのか。精密検査が必要なのに、「またがんや言わされた怖い」とか言うて、「仕事が忙しい」とか言うて行かれへんで、あんばい手遅れになつてしまふ人がおられるんですわ。それについての対応お願ひします。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）がんの早期発見、早期治療を進めていくためには、精密検査が必要になつた方への対応が重要と考えております。精密検査の未受診者につきましては、電話や訪問等で受診を勧め、全ての人が精密検査を受診していくよう取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）それでは、がん治療中の人の支援として、アピアランスケア支援を実施していると思いますが、どのような支援か。また、実績はどうか。周知方法についてお伺いします。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）アピアランスケアとは、がん治療により外見の変化に起因する患者の苦痛を軽減するために行われる支援のことをいいます。

本市では、がんになつても安心して社会生活を送れるよう、がん患者の治療と就労の両立や療養生活の質の向上、がん治療に伴う外見の苦痛を軽減することを目的に、令和三年度より医療用ウィッグや乳房補正具の購入費用の助成を行つております。

助成内容は、がんと診断されて、がんの治療により脱毛や乳房の切除をされた人に対して、購入した補正具等、一種類につき一回とし、対象経費の二分の一の額、または上限二万円を助成しております。

実績といたしましては、令和三年度ウィッグが五名、乳房補正具が四名、令和四年度はウィッグが五名、乳房補正具一名に助成を行いました。

周知方法といたしましては、広報五條、市ホームページ、近隣のがん治療を実施する医療機関でのチラシ配布等により行つております。以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）いろいろおっしゃつていただきました。どうか、五條市から全国、奈良県、特に五條市から人口減つてますのにまたがんで

亡くなるというふうな、そんな悲しい出来事が少しでもなくなりますよう、さらに周知をしていただいて、二〇パーセントから一五パーセントぐらいしかがん検診受けてません。どうか皆さん、職員の皆さんも家族、近くの方にがん検診受けろと、受けたらどうでというふうなことをお願いするようにお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は一番、市長の政治姿勢についてでございます。

職員の配席変更とパーテイション設置についてお伺いします。

○議長（吉田雅範） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 配席変更につきましては、十六課について変更を行つております。パーテイションのほうもですか。

部長席のパーテイションつきましては六か所完了しております、九月異動の部長につきましてはパーテイションの調達中となつております。
以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） パーティションの設置は六か所終わつたということをお聞きしました。その設置費用は幾らかかったのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） パーティション設置費用につきましては、さきの六か所につきましては三十九万六千円でございます。残りの一か所につきましては、現在見積書を徴収中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 六か所で三十九万六千円、大方四十万円ですね。あと一か所したら五十万円近くになると。その予算についてはどうされましたか。

○議長（吉田雅範） 櫻本総務部長。

○総務部長（櫻本茂樹） 財産管理費、庁舎備品購入費の既定の予算にて購入をしております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範） 七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）今部長から答弁いただきましたが、市長にその職員の配席変更とパーテイション設置について、その理由を答弁願います。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）職員の配席変更につきましては、私が選挙の中で市民の方々から、今現在、庁舎において東側が玄関になつておりますが、駐車場が南側にございますので、やはり南側から来られる方が非常に多いかなと。その中で、南側からのところには受付カウンターが今現在はございません。その中において市民の方が来られたときに、非常に気づくのが遅い。やはりちょうど背中を向けて仕事をするような形になつているということの御指摘も受けました。

その中で、何人かがカウンター向きの配置ができるないかなということで、カウンターに向けられる職員につきましては、カウンターのほうを向いていただく、そういう指示をまず出させていただきました。

そして、パーテイションの設置につきましては、市民の方々がおられて、もしカウンターでのトラブルがあつたときに、やはり部長席が一番奥にございます。奥の部長席におられる部長に、直接部長が対応するということがあるかなというときもございます。私はやっぱり組織として担当課窓口でございましたり、係長、課長補佐、課長という順番におられますので、直接部長に行くことはやつぱり最終答弁といいますか、最終の答えを出さなければならぬ箇所になると思います。そういう中で、パーテイションをまず置きたいなというふうに私自身が思いました。

それと、パーテイションを設置させていただいてから、こないだからも各部を全部回りました。パーテイションを置いてからのメリットであつたりデメリットということも、職員からいろいろお話を聞かせていただきました。

デメリットとしましては、今まで職員を見渡せるようになつてきたのが職員が全部見渡せない、これがデメリットであります。

しかし、パーテイションを設置することによって、職員が部長に相談ができるようになつたというお話も聞かせていただきました。これはメリットかなと。やはりみんなの前で話すことができなくとも、部長の横にいてちょっとと話ができる。そして、部長以下の職員がパーテイションのところ、前側にあるんですけど、部長の顔が見えなくて仕事をしやすい。率直に言うと、そういうふうな声もありました。これは私当然かなというふうに思います。これを部長の前で職員さんがそういうふうに答えてくれましたので、やはり仕事のできる環境というのはよくなつたらいいのかな。パーテイションがなければ開かれた職場というのではないと思つてます。

例えば、パーテイションがあつたとしても、やはりそこで職員さんが働きやすい環境を得る、それがまた五條市の発展につながるんではないのかなと思います。市民の声もしつかり聞く、そして職員の声もしつかり聞いて、私は五條市の発展につなげたい、そういうふうに思つて

パーテイションを設置いたしました。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本孝議員。

○七番（岩本孝）はい。私はちょっと見解が違うわけですね。

ただいま御答弁いただきましたように、窓口方向への配席は、市民サービスの向上も期待される」とから一定の理解はできます。しかし、部長席のパーテイションは、前市長の話して悪いんですけど、前市長は部長室を廃止しました。風通しのええ、部長がいつでも見えるようになると。市長も風通しのええ、やっぱり開かれた市政ということを公約に当選されました。それについては敬意を表したいと思いませんねんけど、私は開かれた市政、そう言うんやつたら、部長席の前にパーテイションしてしまったら、やっぱり開かれた市政の妨げになんの違うんかなということを心配しております。

窓口でトラブルが発生した場合、初期の段階で部長が出て行かんと課長以下でしたらええと。部長は、部下、課長以下部下の仕事を見るんは当たり前、また指導、観察するのが当たり前であります。職員の皆さんも、「後ろから部長見てくれとんやな」、そういう気持ちで安心して、また信頼して仕事ができると思います。

先ほども言いましたが、前の市長の時代は部長室廃止して、風通しもようなったと思つとんのに、また元に戻つてしまもたんかいという声も、私のところに電話かかつてきます。

市長は常々、市民の声をよく聞いて市政を推し進めるということをおっしゃっておりますが、それではちょっとそのパーテイションを置いて部長隣でしまいうことについては、ちょっと違うんかなと思ひますが、再答弁、市長ございませんか。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）そこが前市長と私の考え方の違いかなというふうに思つております。

それから、パーテイションがあるからと閉ざされているとか、ないからとか、そういうふうなことじやなしに、私は職員さんが働きやすい環境が第一やというふうに思つております。

以上、答弁いたします。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本孝議員。

○七番（岩本孝）私と市長の見解の相違ですね。理事者、議員、また部長、課長、以下の職員がお互いに、これ議員も理事者もお互いに切磋

琢磨して、住みよい、また住んでよかつたと思える五條市を作っていくために、私自身も頑張っていきたいと思います。

次の質問に移ります。

私と市長は、議員就任以来同じ会派で八年間議員活動を行つてまいりました。時には激論することも、また五條市の未来を語ることも、時には「たかし・きよし」として漫才をすることもありました。そうして大いに飲みニケーションを図つたものでございます。

市長は就任以来約五ヶ月、日夜精力的に公務をこなし、住んでよかつたと思われる五條市、活力あるまちを構築するため頑張つておられる姿を拝見して心強く思つております。

しかし、市長の選挙公約である市長報酬、給料ですね、二〇パーセント減額については、既に実施されていますが、さきの定例会でも市長からございましたが、「それは市長の政治信条に基づくもんや」という答弁をされてました。

全国ほうぼう、ほうぼう言うたらちよつと言ひ方悪いんかな、全国ほうぼうの自治体を見ても、公約いうたら一期四年が普通です。それをなぜ一年間とされたのか、市長の答弁をお願いします。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）六月定例会で答弁いたしましたとおりでございます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）再度、いま一度答弁を願います。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）再度、答弁を申し上げます。

さきの六月定例会で答弁をいたしたとおりでございます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）それだけやつたら、答弁拒否違うんけ。議長、どない思われますか。

○議長（吉田雅範）六月定例会のときに市長申し上げましたとおりで、記憶にございませんか。

七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）ちょっと頭バーですんで、記憶にございません。

○議長（吉田雅範）平岡市長、もう一回だけ言うたつてくれますか。

平岡市長。

○市長（平岡清司）六月定例会で私の政治信条ということで答弁をさせていただきました。

記憶になければ、質問前に議事録を確認して質問を願いたいと思います。よろしくお願ひします。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本孝議員。

○七番（岩本孝）ちょっとは見てます。市政運営のかじ取りを行う上で、今年度は予算編成もしておらず、市長の政治信条に基づいて一年間にしたと。一期いうたらもう四年が通常ですので、どうか四年間継続してほしいと思います。

次の質問に移ります。

新金剛トンネルについてでございます。

市長は、夢のある事業として公約にもうたつておりました。約九キロメートルのトンネルをすると。新金剛トンネルと申すんですか。それの現在の進捗状況についてお伺いします。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）新金剛トンネルの構想については、本市と大阪都心部や関西国際空港と接続性の向上だけでなく、奈良や大阪等の経済発展と地域振興に加え、観光振興等多大な効果をもたらすものであると考えております。

まずは、本市で協議会を立ち上げ、時期を見て南和地域の関係市町村へ働きかけたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本孝議員。

○七番（岩本孝）また本市で協議会を立ち上げて、それからまた広げていくことで、現在のところまだ何もできていんということですね。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）年内には市内で、まず五條市の中で協議会を立ち上げてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本孝議員。

○七番（岩本孝）私は、先日八月三十一日です、セミナーが大阪府の南港であつて、そこへ行きました。市役所から、京奈和自動車道、南阪奈道路、阪神高速湾岸線を通つて、南港へは一時間で着きました。

新金剛トンネル、夢の事業として市長はおっしゃっていますけど、国の直轄事業でしてもらう。国の事業費言うたかて、前の大谷議員の質問でもありましたように三百億円以上かかると。そんなん今何ば国の直轄事業言うても、国の財政見たらもう国債発行がもう天になりかけて、まだ防衛費増額、そんなもんしとる場合と違うん違いますか。この、国の直轄事業でしてもらう言うたかて、我々市民の税金お国に納めてそれでできるわけでござります。

どうか、新金剛トンネルは夢だけに置いておいて、多くの市民が本当に望んでおられます子育てとか給食費無償化、もう本当に身近な問題から取り組んでいってほしいと思います。

それについて、再度御答弁ありますか。

○議長（吉田雅範）平岡市長。

○市長（平岡清司）岩本議員お述べのとおり身近なところでいいますと、給食費無償化、もう当然進めてまいりますし、十八歳までの医療無償化、これは私の公約でもありますので、当然進めてまいります。

しかし、金剛トンネルについては、私はやはり選挙のときもいろんなところでお話をさせていただきましたが、一つの夢としてといいますか、実現に向けてやつてまいりたいというふうに考えてます。

例えば金剛トンネルができる、もっとほかの道から金剛トンネルを使わなくとも一時間ぐらいで同じように行けるよというふうなことのお話もござります。それは確かにそうかも分かりません。しかし、今国道一六八号の生子から京奈和自動車道に、釜窪につながるバイパス道路も中止をされました。これも必要であるかないかでお話をさせていただくなれば、本陣から行つたら、これ何ばでも行けるわけですよ。道はあるかないかというと。

しかし、この五條市が少しでも利便性がよくなつて、多くの方に訪れていたくまちを作つていただきたいということしていくと、私はこの構想について進めていきたいなと思うんです。例えばその金剛トンネルができることによつて、そのトンネルを通つて五條市がどういうところなんやろ、また逆に仕事に行くのにも金剛トンネルを越えていく、そうしたことになつて私は人口が流出するとは、私は逆に思いません。そのトンネルができて、もっと五條市を多くの方に知つていただきたい、そういうふうに思つてます。このことはすぐにできるものではございませんが、やはりちょっとずつでも進めてまいりたいなというのが私の信念でございます。どうぞ御理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（吉田雅範）七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝）御所市ですね。何トンネルか知らんけど、できて、何トンネル……水越トンネルですか、あれができるときかい言うて御所市に大勢客来りますか。人口増えましたか。全然ですか。そんなんするんやつたら、五條市内には吉野川という母なる川いうて市長言つたけど、母なる川が流れてますね。そこにかかる橋、上流から言うたら栄山寺橋、大川橋、御藏橋、阪合部橋、四つ橋がかかってますね。もう栄山寺橋は新しい。そのほかの橋はちょっと塗り替えたりしてるけど老朽化が進んでおります。

私の提案ですが、どうか新大川橋いうのをしていただいて、もっと身近な、金剛トンネル抜くよりもっと近くのことから、市長もよう言われます国・県・市が一体となつて、そしたらその橋一つぐらいかけるようになると思いますんで、それを提案させていただいて、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で、七番岩本 孝議員の質問を終わります。

○議長（吉田雅範）昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩に入る

午後零時五十九分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、報第十四号を議題といたします。
事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）報第十四号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。池嶋土木管理担当部長。

〔都市整備部長（土木管理担当） 池嶋 晶登壇〕

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）ただいま上程頂きました報第十四号、専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和五年六月二十二日付をもつて専決処分としたため、同条第二号の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の二ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、奈良県北葛城郡広陵町大野五七一の三、福岡 隆。

和解の内容につきまして、市側の過失割合を八割とし、市は相手方車両の損害額三十三万二千百二十円に対し、損害賠償金二十六万五千六百九十六円を支払うもので、今後、本件に関しては、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなつております。

事故の概要につきましては、令和五年四月十五日午後零時二十分頃、市道永谷富貴線を走行中、穴ぼこにはまり、車両右の前輪、後輪のタイヤがパンクし、ホイールを損傷し、また右のフロント、リヤ足回りを損傷したものです。

なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この後もよく似た議案が出てきますので、ちょっとと基本的なことを質問します。

市道永谷富貴線、これは大分奥のほうの市道になりますけれども、こういう道路を早く市として発見して、ほんで補修にかかるという、この対応を早めらないかんと思うんですけど、やはり合併してから大分面積が広い中で、市道、林道があちこちに配置されてますので、道路の損傷やら問題点を担当課独自でパトロールしてつかむというのは、これ大変ですかね。だからやつぱり自治会の皆さんや、その他の皆さん方に協力を願いして、道路の破損や問題があるところはもう遠慮なく市役所担当課へ連絡いただきたいという、やはり自治会を中心としたいろんな団体の皆さん方にお願いをして、やはり奥地の道路の状況も素早くつかんで、悪いところは補修するという、この体制が必要になつ

てきておるんではないかと思いますけれども、その点はいかが対応として考えておられるのか。

そして、もう一つの質問は、ここに過失割合八割というようにありますけれども、この判断は担当課が中心に役所で判断されてるのか、それとも弁護士等の意見も聞いて判断されてるのか、その辺はいかがですか。

○議長（吉田雅範）池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋　晶）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

市内の道路の管理の件でございますが、職員はもとより、西吉野支所の職員も見回り、点検をさせていただいております。

また、自治会の皆さん、あるいは自治会長さんにもお願いをして、点検のほう都度都度報告をしていただけるようにお願いしているところでございます。

また、負担割合の件でございます。当市の道路保険会社と相談しての負担割合でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で、報第十四号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、報第十五号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）報第十五号 専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範）報告を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）ただいま上程頂きました報第十五号、専決処分の報告について（五條市監査委員に関する条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四ページから五ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本案は地方自治法の一部を改正する法律が令和五年五月八日に公布され、令和六年四月一日から施行されることに伴い、地方自治法第百八

十条第一項の規定により令和五年七月二十六日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、議案書六ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市監査委員に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

改正内容につきましては、地方自治法に公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより規定が追加されたことに伴い、引用しております条文の整理をするため、第十二条中「第二百三十四条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改めるものでございます。

本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について定めております。令和六年四月一日から施行するとしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十五号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第四、報第十六号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章） 報第十六号 専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

〔都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当） 上田井 朗登壇〕

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗） ただいま上程頂きました報第十六号、専決処分の報告につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書の七ページから八ページまでを御覧いただきたいと存じます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和五年五月八日に公布され、令和六年四月一日から施行されることに伴い、地方自治法第八十条第一項の規定により、令和五年七月二十一日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を議会に報告するものでございます。

議案書九ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

改正内容につきましては、地方自治法に公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより規定が追加されたことに伴い、引用しております条文の整理をするため、第五条中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改めるものでございます。本則は以上でございます。

続きまして、附則について御説明を申し上げます。

施行期日について定めており、令和六年四月一日から施行するとしております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十六号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第五、報第十七号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章） 報第十七号 専決処分の報告について（五條市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。柴田水道局長。

〔水道局長 柴田裕彦登壇〕

○水道局長（柴田裕彦）ただいま上程頂きました報第十七号、専決処分の報告について（五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十ページと十一ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和五年五月八日に公布され、令和六年四月一日から施行されるのに伴い、地方自治法第百八十一条第一項の規定により、令和五年八月十五日付をもって専決処分としたため、同条第二項の規定に基づき、その旨を御報告するものでござります。

続きまして、改正内容の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十二ページを御覧いただきたく存じます。

まず、本則につきましては、第五条の条文で引用しております地方自治法において、公金事務の私人への委託に関する規定を追加する一部改正があつたことを受け、条文整理のため「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改めるものでございます。次に、附則につきましては、施行の期日を定めるものでございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この改正によりまして、水道事業の設置等に関する業務を今までのやり方とは違うやり方でしなければならないという、そういうことは起こりませんか。

○議長（吉田雅範）柴田水道局長。

○水道局長（柴田裕彦）十二番大谷議員の御質問にお答えをいたします。

今回の改正は条文の整理に伴うものでございまして、業務の方法、手段を変えるものではありません。以上、答弁いたします。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で、報第十七号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）次に日程第六、報第十八号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）報第十八号 専決処分の報告、承認を求めるについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第四号））。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました報第十八号、専決処分の報告、承認を求めるについて（令和五年度五條市一般会計補正予算（第四号））議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、本年六月の台風二号により被災した公共土木施設等の災害復旧に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、令和五年八月九日付けで専決処分をしたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第四号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますが、その総額にそれぞれ四億六千百三十三万四千円を追加し、総額で百八十七億四千三百三十一万円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、七ページを御覧いただきたいと存じます。

消防費、災害対策費の百万円でございますが、市単独災害対策補助金の追加を行うため、所要額を計上するものでございます。

次に、災害復旧費、農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費の一千七百万円でございますが、林道の復旧事業費や崩土、倒木等の撤去に係る費用など、所要の経費を計上するものでございます。

次に、農業用施設災害復旧費の二千五百六十万円でございますが、ため池や水路等の測量設計費用など、所要の経費を計上するものでございます。

次に、農地災害復旧費の四百九十万円でございますが、田や柿畠等の測量設計費用を計上するものでございます。

次に、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧費の二億一千九百十萬円でございますが、市道の災害復旧費や崩土・倒木等撤去に係る費用など所要の経費を計上するものでございます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、河川災害復旧費の一億六千九十万円でございますが、河川災害復旧事業費など、所要の経費を計上するものでございます。

次に、公園災害復旧費の一千百五十万円でございますが、崩土・倒木等撤去に係る費用など、所要の経費を計上するものでございます。

次に、消防施設災害復旧費の千百九十二万二千円でございますが、被災により倒壊した消防団詰所の撤去を行うため、所要の経費を計上するものでございます。

次に、文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費の五百三十七万九千円でございますが、西吉野農業高等学校の水路復旧に伴う測量設計費や、五條東小学校の崩土撤去等に係る費用など所要の経費を計上するものでございます。

次に、文化財施設災害復旧費の二百四十三万三千円でございますが、塚山古墳の復旧を行うため所要の経費を計上するものでございます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、予備費の百六十万円でございますが、災害対策費に充用した予備費を充当するための所要額を計上するものでございます。歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

地方交付税において一億二千四百八十八万三千円を、国庫支出金において一億八千五十六万七千円を、県支出金において一千三百八十八万四千円を、市債において一億四千二百万円を、それぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

なお、今回の災害につきましては、八月二十五日に政府の閣議において激甚災害に指定され、八月三十日に公布施行されたことから、今後補助金のかさ上げが行われる予定となつております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）質問は三回ということになつておりますので、まず最初にですね、質問項目を一通り通知しておきたいと思います。

まず一つは、この上程されている災害復旧工事については六月十六日までに調査して、県・国へ申請した災害工事になるのかどうかですね。二つ目は、この補正予算で災害工事を執行した場合、国の負担と五條市の負担と地主負担はどうなのかということを、それぞれの災害ごとにちょっと質問しますけれども、それはいわゆる農林災害の場合、だから農林災害でも昨日の一般質問では大体百五十八か所あったということです。だから、その中の地主負担が必要となる災害と、地主負担が必要でない災害と分けて答弁してくれますか。

そして、公共土木は国の負担が何割になるのか、五條市の負担が何割になるのか。公共土木には地主負担やら個人負担はありませんからね。あと、消防とか文教、その他は、今日はもう結構ですけれども、農林関係とか公共に重点を置いて答弁していただけますか。

三つ目は、一般質問で明らかになりましたように、八月二十五日、内閣府が激甚災害指定決定を発表しました。そして、八月三十日に公布、施行されたわけですけれども、ポイントだけを申し上げますけれども、農地等の災害復旧事業等では国の負担率を今までの八五から九六パーセントに引き上げて、地方債を発行して交付税措置を受けたならば、国は九九・四パーセント負担しますよと言うてるわけです。

公共土木の場合も、今まで七〇パーセントの国の負担が八三・二パーセントに増やしますよと。そして、地方債を発行して交付税措置を受けれることができるたら、国の負担は九九・二パーセントまで増やしますよと、こう発表してくれるわけです。これを今上程されてるこの災害事業にも一〇〇パーセントこれ活用せないかんの違いますか。それをどう考てるのか。

最後四点目は、この活用するとなつた場合、その手続として新たに県や国へ申請する必要はないのかどうか。もうこれこの議会で可決したら、激甚災害に指定にしてくださいと言つただけで自動的に国の負担が農林も公共も自動的にこれ増えるのかどうか。その辺ちょっと分かりやすく答弁してくれますか。

○議長（吉田雅範）池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋　晶）十二番大谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず一点目、六月十七日までに報告というのは、農林災害のみでござります。農地とか農業用施設の災害は六月十六日までに報告しなさいということで、県のほうから通知が来ております。

二つ目、執行した率でございますが、まだもちろん県からも、激甚災害に指定したよという通知は頂いておりますけれども、率のほうは決まっておりません。公共、五條市道とか、市が管理する河川に関しましては六六・七パーセント、農地・田に関しましては五〇パーセント、施設に関しては六五パーセント、林道に関しては五〇パーセント、もちろん激甚災害にかかるておりますので、かさ上げ補

助はあるんですけども、まだ国・県から連絡はございません。

激甚災害に指定されており、当市のほうからも災害に申請しておりますので、申請した分に関しては全て激甚災害に適用されます。かさ上げされます。

新たな申請に関しましては、公共事業、旧の建設課が管理しておる五條市道と管理河川に関しては、県・国のほうから率を市のほうに言つてきます。ただ、農地と農業施設に関しては、激甚災害には指定されども、まださらに補助をかさ上げする增高申請という制度を活用させていただきます。增高申請の手続を経て、激甚災害の率というのが国・県のほうから五條市のほうに知らせがあります。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（吉田雅範）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）六月十六日までに調査申請した災害復旧事業は、農林災害だけと。そして、これが議会で可決されて、執行していった場合、この国の補助率、五條市の負担、地主の負担についてはまだ分からないと。

しかし、激甚災害のこの決定されたこの補助制度を活用するということについては、今の答弁では、もう新たに申請せんでもそうなるんやということですね。

だから、もうそれが本当に実現するのでしたら、これはもういいことですからあれでしけども、再度今答弁では新たに申請せんでも激甚災害指定決定の国の補助率になるんやということをしたけれども、やはり五條市としての意向は激甚災害指定の活用をさせてくれたらええからそれでお願ひするということを、やっぱり念のために県・国に申請すべきやと。そのことを強く申し上げておきたいというふうに思います。一般質問で申し上げましたこの農業災害で、地主負担が求められる件につきましては、二十八件のうち十三件しかこれやっぱり上がってませんけれども、この中にはね。まだ上がっていない人には、やはりもう一度調査して、意向を聞いて。今の答弁では、このさきにも上がった農地災害の十三件は、これ可決しといたらもう自然と激甚災害として活用できるんやという答弁でしたからね。それやつたら、もう一度この地主負担の災害工事でやってほしいという返事をもらつてないあと十五件の人にも、それはやっぱり丁寧に聞いたつてもろて、そして、やってくれと。災害工事をやってくれという人の件数はさらにやっぱり県・国に上げていくことは、これはもう五條市のやっぱり災害に遭つた皆さん方への最高の責任だと。もう目の前に、再度申請したら激甚災害指定の国の補助が受けられるいうことが、これ分かつとるわけですからね。

だから、十三件はもう上がつてますけれども、それ以外の十五件には再度やっぱり意向を聞いたつていただいて、激甚災害指定になつたら

国の補助が大体基本的にはこうなると。皆さん方の負担は僅か零点何ぼですわ。地方債発行してもらわなあきませんけどね。だからそれはもう丁寧に聞いて、ほんでやるという人の件数はまた県や国に上げられるように、強く要求しておきます。

はい、以上です。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）大変多くの災害が発生して、専決処分でされておるわけでございますけれども、設計業務委託をして、最終的にはこの工事着手から竣工、復旧工事が完了するのはいつ頃の見込みになるのか。たくさんの箇所があるんですけども、いわゆる測量設計業務を出した後、どれぐらいの期間をもつて完了するのか、その辺を教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋　晶）九番山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今現在、測量設計業務発注させていただいている分でございます。災害査定を受けて、実施設計を当市のほうで作つて、すぐに発注させていただきたいと思います。早い分に関しては、もう令和五年度中の完成、遅くとも金額の大きい分が数か所ございます。それもまた繰越しのほうをお認めいただいて、それでも令和六年度中の完成を目指して発注したいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり承認されました。

○議長（吉田雅範）次に、日程第七、議第三十八号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）議第三十八号 五條市大塔ライフハウス条例の全部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。吉川大塔支所長。

〔大塔支所長 吉川佳秀登壇〕

○大塔支所長（吉川佳秀）失礼いたします。

ただいま今上程頂きました議第三十八号、五條市大塔ライフハウス条例の全部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、大塔ライフハウスの施設に関する使用料の設定、その他の規定の整備を行うため、条例の見直しを行つたものでございます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十六ページから二十一ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条では、大塔ライフハウスの設置目的について定めております。

第二条では、その名称及び位置を明記しております。

第三条では、大塔ライフハウスで行う事業について定めております。

第四条から第六条では、指定管理者による管理、指定の申請、業務の範囲などについて定めております。

第七条及び第八条では、利用の許可について定めております。

第九条では、入館の制限について定めております。

第十条では、使用料等の納付について定めております。

第十二条では、指定管理者の利用料金の收受について定めております。

第十三条では、利用に係る現状の回復の義務及び損害賠償について定めております。

第十五条では、指定管理者に係る秘密保持義務について定めております。

第十六条では、指定管理者が管理を行う場合の読替えについて定めております。

第十七条では、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

なお、附則につきましては、本条例の施行日を公布の日から施行することと定めております。

なお、別表におきましては、施設の使用料等について定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり） 山口耕司議員。

○九番（山口耕司） この大塔ライフハウス、大塔の小・中学校の後の施設、体育館も含んでの施設だと思うんですけども、大塔ライフハウス、以前に五千万円以上の投資をして改修しましたね。改修してデイサービス等も行う場所となつておったんですけども、やはりその建物 자체、全体を指定管理しようとするものなのか。それに関わっていわゆる住民の今までデイサービスがきちんと行えるのかどうか、ちょっとその辺を教えていただけますか。

○議長（吉田雅範） 吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀） 山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、体育館のほうなんですが、こちらは別の条例が定めてございますので、社会体育施設ということで別に条例がございますので、今回の大塔ライフハウスの条例には関わっておりません。

それから、指定管理のほうは、現在のところ考えておりませんが、今回の条例はもともと大塔小・中学校の建物全体を大塔ライフハウス条例ということになつておりますので、指定管理する場合は全体をというふうに考えております。

ただ、現在は直営で施設を運営している、いわゆる管理をしていきたいと思つております。

それから、デイサービス事業につきましては、一昨年社会福祉法人、社会福祉事業団というのを設立いたしまして、その中でデイサービスを現在執り行つていただいております。その組織で執り行つていただきしております。その組織で執り行つていただきまして、昨年一年間延べ人数になると五百十四人というふうに聞いております。延べ人数でございます。

以上でございます。

○議長（吉田雅範） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） そしたらこれ、今回何のために条例改正するんですか。指定管理するための条例改正じゃないんですか。

ほんでその指定管理を目的として受ける人がおるかおらへんのか、それは分かりませんけれども、もしいなかつた場合は、そのままやめる

と思うんですけれども、避難所ともなつておるん違いますか。これ指定管理した場合、避難所としての機能を果たすんかどうか、その辺教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）まず最初の御質問で、何のために改正するのかということどころでございますが、令和二年三月に大塔ライフハウス条例を御議決いただきました。その折にではございますが、まずふれあい交流館がまだ稼働しておりまして、この施設では各部屋の料金設定もしておりましたので、利用者がそのふれあい交流館を借りて会議とかやっておりました。

ところが、昨年の三月末をもちましてふれあい会館が閉鎖というふうになつてしましましたので、大塔町で会議とか集まつてする場所がこの大塔ライフハウスしかなくなつたというのが一つです。

ふれあい交流館では料金設定をしておりましたが、前回の条例では料金設定をしておりませんでしたので、今回料金設定、主な理由、最大の理由は、その料金設定というところでございます。

それから、指定管理のほうは行なうことができますし、条例でもできるんですが、現在のところは直営ということ、大塔支所で管理をしていこうと、しばらくの間。お述べのとおりそういう団体さんがおれば、あるいは社会福祉事業団で管理が行なうことができれば、その方向に向けていかなければならぬと考えておりますが、現在のところは直営ということで考えてござります。

以上です。

すみません、避難所です。

避難所の機能も、現在大塔支所のほうで施設を管理しておるということで、現在もその機能は動いておりますし、この間の台風、あれから集中豪雨のときも避難所として活用してござります。

以上でございます。

○議長（吉田雅範）指定管理になつた場合ということを言うとるんです。

○大塔支所長（吉川佳秀）指定管理になつた場合でも、避難所としては利用することができます。

以上です。

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）その条文はどこに載つとんのかな。

○議長（吉田雅範）吉川大塔支所長。

○大塔支所長（吉川佳秀）指定管理をした場合には、その指定管理をする団体と基本協定を結んでそういう取決めをしたいと思います。条文には、その規定は載つてございません。

以上です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第八、議第三十九号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）議第三十九号 市立五條文化博物館条例等の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第三十九号、市立五條文化博物館条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

市立五條文化博物館等の公の施設の管理については、条例本則において指定管理者が行うと定めており、市または教育委員会が直営できる場合に関しましては、条例附則において指定管理者の指定を取り消した場合等、限定期となっております。

今回の改正では、市または教育委員会の管理権限を明確にすることを目的に、条例本則において市または教育委員会の直営としながら、指定管理者による管理を行わせることができるように改正するため、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

本改正条例案の対象となる施設は、令和六年三月末をもって指定管理期間が満了する施設のうち、前述の旨の条例改正が未済の市立五條文化博物館、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、五條市5万人の森公園の三施設でございます。

それでは、具体的な改正内容を御説明いたしますので、次の二十三ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、市立五條文化博物館条例の一部改正についてでございます。

まず、第三条では、施設で行う業務について、施設の管理主体の原則を改めることに伴い整理を行うものでございます。

次に、第五条では、指定管理者による管理を原則としている点を改め、教育委員会が直営管理を行うことについて、条例本則で妨げないよう改正を行ふものでございます。

次に、二十三ページ下段の第八条の改正では、指定管理者が行う業務について、第三条に規定する業務との区分を明確にするため、改正を行うものでございます。

次に、二十三ページ下段から二十四ページ下段の第九条、第十条、第十一条、第十三条から第十八条では、管理主体を指定管理者から教育委員会に改めるものでございます。

次に、二十四ページ下段から二十六ページ上段の第二十条の改正では、指定管理者を管理主体として利用料金等を定めている点を改め、この利用料金等について、管理主体、管理主体ごとの料金及びその納付先の別を表に区分して規定するよう改正を行うものでございます。

次に、二十六ページ上段の第二十一条では、指定管理者の収入となる料金について、第二十条の改正に合わせて「入館料金等」を「入館料金、特別観覧料金及び利用料金」に改めるものでございます。

次に、第二十二条では、第七条から第十二条と同様に、管理主体を指定管理者から教育委員会に改め、この管理主体の改正に合わせて「入館料金等」を「入館料、特別観覧料及び使用料」に改めるものでございます。

次に、第二十五条の二では、施設の管理を指定管理者が行う場合に、「教育委員会」を「指定管理者」と、「入館料、特別観覧料及び使用料」を「入館料、金特別観覧料金及び利用料金」と読み替える規定を設けるものでございます。

次に、附則第四項から第六項の削除につきましては、この附則は指定管理者の指定を取り消した場合等において教育委員会が直営にて管理できるよう定められたものであり、本改正によって指定管理者による管理の原則を改めるため、不要となるものでございます。

次に、別表では第二十条の改正に合わせて、「入館料金」を「入館料」に、「利用料金」を「使用料」に改めるものでございます。
以上が、市立五條文化博物館条例の一部改正でございます。

次に、二十六ページの下から五行目から、五條市賀名生の里歴史民俗資料館条例について、三十ページの上から十一行目から、五條市5万人の森公園条例については、市または教育委員会が直営管理を行うことができるよう、市立五條文化博物館条例と同様の趣旨による改正を行

うものでござります。

次に、三十二ページを御覧いただきたいと存じます。

附則として、本改正条例の施行期日を公布の日とすること及び経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第九、報第四十号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）議第四十号 五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕
○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程頂きました議第四十号、五條市印鑑条例及び五條市手数料の特例に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、スマートフォン等の移動端末設備に個人番号カードと同等の電子証明書機能を搭載することが可能となつたことに伴い、移動端末設備で印鑑登録証明書を取得できるようになるため、また移動端末設備で各種証明書を取得した場合にも手数料の特例を適用するため、当該条例の一部を改正するもので、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十五ページから三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条では、五條市印鑑条例におきまして、多機能端末機の説明を追加し、個人番号カードと同等の電子証明書機能を搭載した移動端末設備を用いて暗証番号その他必要事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるよう改正するものでございます。

次に、第二条では、五條市手数料の特例に関する条例におきまして、略称の規定を加えるとともに、個人番号カードと同等の電子証明書機能を搭載した移動端末設備を用いて暗証番号その他必要事項を入力することにより、各種証明書を取得した場合にも手数料の特例を適用できるよう改正するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を規則で定める日とするものです。

以上で、議第四十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）この条例が可決された場合、今までのように役所窓口で印鑑証明書等の発行はもうなくなるのか、それとも続けられるのか、その辺はどうですか。

○議長（吉田雅範）久保すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（久保雅彦）大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

窓口での印鑑証明の発行は、今と同様でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）トイレ休憩のため、二時二十分まで休憩いたします。

午後二時零分休憩に入る

午後二時二十分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言いただき、明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十、議第四十一号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）議第四十一号 令和五年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。櫻本総務部長。

〔総務部長 櫻本茂樹登壇〕

○総務部長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程されました議第四十一号、令和五年度五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市一般会計補正予算（第五号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますが、その總額にそれぞれ一千八十四万二千円を追加し、總額で百八十七億六千四百十五万二千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明を申し上げます。

総務費、総務管理費、大塔支所費の五十四万二千円でございますが、大塔支所エレベーターの防水修繕を行うため、所要額を計上するものでございます。

次に、徴稅費、賦課徵收費の八百万円でございますが、市税の還付金及び還付加算金に不足が生じたことから、所要額を計上するものでございます。

次に、土木費、土木管理費、公園管理費の一千二百三十万円でございますが、災害時に対応した循環式水洗トイレを設置するため、所要の経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの上段、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。
地方交付税において八百七十四万二千円を、市債において一千一百十萬円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図つた次第でございます。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが三ページを御覧いただきたいと存じます。

債務負担行為の追加でございます。

がん検診業務でございますが、令和六年度の検診日程確保を早期に行うために、令和五年度中に契約行為に着手するものでございます。
期間を令和五年度から六年度とし、限度額は一千百五十万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）七ページの七款土木費、公園管理費でございますが、今御説明があったのはこれトイレですかな。トイレ、どういったトイレになるのか、そしてこれ移動式のトイレであれば、何台ぐらい購入されるのか教えていただけますか。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備建部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井 朗）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お尋ねの災害トイレですが、こちら災害時の孤立集落対策といたしまして、移動式トイレを設置するものでございます。
仕様といたしましては、いわゆる貨物コンテナ状の大きさが一・一メーターカーかる二メーター、高さが二・六メーターのもの一基を想定しております。

平時は大川橋付近の堤防沿いに設置するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）現在、大川橋の河川敷にもトイレを設置してあつたん違いますかね、今まで。もうなくなつたんかな。なくなつて、それの代替という形ですんかな。それで、今あつた分いうのはどうされたんか。それを修理して使えないのかどうか、教えてもらえますか。

○議長（吉田雅範）上田井建築住宅・まちづくり推進担当部長。

○都市整備部長（建築住宅・まちづくり推進担当）（上田井　朗）以前大川橋付近に設置されたおりましたトイレですが、設置から数十年たちまして、実際に使用期限が超えたことから処分されたものでござります。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（吉田雅範）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）決して反対するものではございませんが、こうやつて補正予算の中で組むよりも、当初予算の中で計画性を持つてこういう予算をするべきだと思うんですよ。当然のことながら今御答弁いただいたのは、いわゆる使用年数が経過しておる。だから、そういうものをしつかり当初予算で上げてきてするほうが私はいいと思うんですけれどもね。今後またこういったことがございましたら、しつかり当初予算で計上すべきと思います。

答弁、結構です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十一、議第四十二号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）議第四十二号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦）ただいま上程頂きました議第四十二号、令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定につ

きまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊のA四横、令和五年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の一ページを御覧いただきと存じます。

このたびの補正は、同会計で実施する特定健康診査業務について、令和五年度中に契約行為に着手し、令和六年度の検診日程確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、総額に変更はございません。

なお、当該債務負担行為の期間につきましては、令和五年度から令和六年度、また、限度額につきましては五百六十五万円としたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範）次に日程第十二、議第四十三号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章）議第四十三号 令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口久美登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口久美）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第四十三号、令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和五年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。
まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算額にそれぞれ三千二百十三万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を四十一億五千五百四十三万八千円とするものでございます。

それでは四ページ、歳出予算から御説明を申し上げます。

五款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金、三千二百十三万八千円につきまして、令和四年度介護保険特別会計の精算によります介護給付費及び地域支援事業費に係る交付金等の国庫、県費、支払基金への返還金でございます。

次に、同ページ上段の歳入について御説明を申し上げます。

八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金で、前年度繰越金三千二百十三万八千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図つたものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十三、議第四十四号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章） 議第四十四号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。久保すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 久保雅彦登壇〕

○すこやか市民部長（久保雅彦） ただいま上程頂きました議第四十四号、令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊のA四横、令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）の二ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正は、同会計で実施する健康診査業務について、令和五年度中に契約行為に着手し、令和六年度の健診日程確保を早期に行うため債務負担行為を設定するもので、総額に変更はございません。

なお、当該債務負担行為の期間につきましては、令和五年度から令和六年度、また限度額につきましては九十五万円といたしております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生建設常任委員会に付託します。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十四、認第一号から認第九号までの九議案を一括して議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章） 認第一号 令和四年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 令和四年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 令和四年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 令和四年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 令和四年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 令和四年度五條市水道事業会計決算認定について。

認第九号 令和四年度五條市下水道事業会計剩余金の処分及び決算認定について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。榮林会計管理者。

〔会計管理者 榮林淳子登壇〕

○会計管理者（榮林淳子）ただいま上程頂きました認第一号から認第九号までの令和四年度一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算等につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の令和四年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページから三ページをお開き願います。

五條市会計別歳入歳出決算総括表により、要点のみにつきまして御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算二〇四億九千九百九十四万七千円に対しまして、収入済額百九十四億二千九百九十六万三百円。支出済額百八十六億七千二百三万八千五十五円。歳入歳出差引額は、七億五千七百九十二万二千二百四十五円でございます。

また、翌年度への繰り越すべき繰越事業費は、二億七千二百二十一万四千九百円でございます。

恐れ入ますが、三百八十ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

区分四の翌年度へ繰り越すべき財源が、先ほど申し上げました繰越事業費のうち五百六十二万七千九百円でございます。したがいまして、区分三の歳入歳出差引額からこれを差し引きいたしました令和四年度一般会計の実質収支額は、区分五のとおり七億五千二百二十九万四千三百四十五円の黒字決算となります。

それでは、先ほどの二ページから三ページにお戻り願います。

続きまして、認第二号の国民健康保険特別会計につきまして御説明申し上げます。

予算現額四十一億五百二十五万七千円に対しまして、収入済額三十九億五千百三十四万八千三百三円、支出済額三十九億一千三百四十八万九千二十一円でございまして、歳入歳出差引額は二千七百八十五万九千二百八十二円の決算となります。

次に、認第三号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額三百五十万円に対しまして、収入済額二百七十万八千六百九十三円、支出済額二百七十万八千六百九十三円でございまして、これを差し引きいたしました令和四年度の実質収支は零円の決算となります。

次に、認第四号の介護保険特別会計につきましては、予算現額四十二億八千七百九万一千円に対しまして、収入済額四十一億百九十三万二千九百五十三円、支出済額四十億一千三百十七万八千百四十九円でございまして、歳入歳出差引額は八千八百七十五万四千八百四円の決算となります。

次に、認第五号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額四千三十万円に対しまして、収入済額三千七百二十七万八千三百二十九円、

支出済額三千七百二十七万八千三百二十九円でございまして、これを差し引きいたしました令和四年度の実質収支は零円の決算となります。

次に、認第六号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額三百三十万円に対しまして、収入済額二百七十九万三千四百八十円、支出済額二百七十九万三千四百八十円でございまして、これを差し引きいたしました令和四年度の実質収支は零円の決算となります。

次に、認第七号の後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額五億六千九百三十九万三千円に対しまして、収入済額五億四千三百七十二万七百六十九円、支出済額五億四千二百九十三万五百六十九円でございまして、歳入歳出差引額は七十九万二百円の決算となります。

次に、認第八号の五條市水道事業会計につきまして御説明申し上げます。

別冊の令和四年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお開き願います。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、（一）収益的収入及び支出では、収入第一款水道事業収益の決算額は十一億七千八百六十万一千百五十七円、支出第一款水道事業費用の決算額は十一億六千二百二十六万六千九百八十九円でございます。

次に（二）資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は四億三千八百二十万九千八百三十円、支出第一款資本的支出の決算額は四億七千九十七万八百四十五円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、二億五千七百七十五万五千十五円につきましては、一番下の表の欄外にございましたとおり繰越工事資金五百四十万七千円、過年度分損益勘定留保資金一億七千七十四万九千四百七十一円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額一千六百二十八万五千六百九十八円、当年度分損益勘定留保資金六千五百三十一万二千八百四十六円をもつて補填した次第でございます。

次に、三ページをお開き願います。

令和四年度五條市水道事業損益計算書でございます。

下から二行目とのおり、当年度純利益は四百六十三万五千三百八十円でございます。これは一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差引きしたものでございます。

なお、前年度繰越利益剰余金四十九万七千五百五十円と合わせて五百十三万一千九百二十円が当年度未処分利益剰余金となつております。この未処分利益剰余金につきましては、五ページをお開き願います。

下のほうに令和四年度五條市水道事業剩余额処分計算書（案）がございます。

一、当年度未処分利益剩余额五百十三万二千九百三十円につきましては、剩余额処分条例に基づき、二、利益剩余额処分額、（二）減債積立金、百万円、（二）建設改良積立金、四百万円とし、三、翌年度繰越剩余额十三万二千九百三十円といたします。

次に、認第九号の五條市下水道事業会計につきまして御説明を申し上げます。

別冊の令和四年度五條市下水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページから二ページをお聞き願います。

決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、（一）収益的収入及び支出では、収入第一款下水道事業収益の決算額は七億九千二百七十七万九千百七十二円、支出第一款下水道事業費用の決算額は七億二千八百四万七百六十四円でございます。

次に、（二）資本的収入及び支出では、収入第一款資本的収入の決算額は四億百三十七万一千九百円、支出第一款資本的支出の決算額は六億九千八百五十一万八千八百七十七円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、二億九千七百十四万六千九百七十七円につきましては、一番下の表の欄外にございますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額八百五万一千百十九円と、当年度分損益勘定留保資金二億八千九百九万五千八百五十八円をもつて補填した次第でございます。

次に、三ページをお聞き願います。

令和四年度五條市下水道事業損益計算書でございます。

下から三行目とのとおり、当年度純利益は五千七百五十五万五千九十八円でございます。これは一、営業収益、三、営業外収益、五、特別利益の合計から二、営業費用、四、営業外費用、六、特別損失の合計を差引きしたものでございます。

なお、下から一行目とのとおり、当年度未処分利益剩余额は四千八百七十六万八千二百四十六円でございます。
この未処分利益剩余额につきましては、四ページを御覧願います。

下のほうに令和四年度五條市下水道事業剩余额処分計算書（案）がございます。当年度末残高の未処分利益剩余额四千八百七十六万八千二百四十六円につきましては、全額を翌年度繰越利益剩余额といたします。

以上で、認第一号から認第九号までの各会計の決算等につきましての御説明を終わらせていただきます。御議決賜りますよう、よろしくお

願い申し上げます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員から決算及び財政（経営）健全化の審査意見を求めるにいたします。

竹田和彦代表監査委員。

○代表監査委員（竹田和彦）ただいま議長から発言の許可を頂きましたので、令和四年度五條市一般会計・特別会計、基金運用状況、公営企業会計、財政（経営）健全化に係る決算審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の五條市決算及び財政（経営）健全化審査意見書を御覧ください。

初めに、一般会計・特別会計及び基金運用状況の審査につきまして御報告申し上げます。

一ページを御覧ください。

第一、審査の種類、第二、審査の対象、そして続いて二ページに、第三、審査の期間をそれぞれ記載しております。

第四、審査の方法につきましては、市長から提出されました一般会計・特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金運用状況調書を関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、併せて関係職員から説明を聴取して審査を実施しました。

第五、審査の結果につきましては、審査に付された各会計の決算書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しており、かつ正確であると認められました。

基金の運用状況を示す書類は、審査した限りにおいて、計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められました。また、予算の執行状況につきましても、おおむね適正妥当であると認められました。

なお、審査の概要及び意見につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧をお願いいたします。

次に、六十二ページから六十六ページまで、第六、審査の意見を記載しております。

一、一般会計について、二、特別会計について、三、基金運用状況調書について、四、むすびをそれぞれ記載しております。

その中で、六十五ページの四、むすびを御覧ください。

本年度の一般会計の決算は、歳入総額から歳出総額を差し引き、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が七億五千二百二十九万四千三百四十五円の黒字決算となり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支も、八千三百六万七千二百九十三円の黒字となつております。

収支の主な増減項目は、収入では、①市債発行額が七億七千百万円で、三十八億二千七百二十万円の減少、②県支出金が十三億四千三百十

三万二千円で七億九千八百八十二万九千円の減少、③地方交付税が七十八億六千九百六十六万九千円で二億九千五百四十二万二千円の減少などあります。

支出では、①普通建設事業費が十億五千百八十六万円で四十五億二千二百七十六万八千円の減少、②公債費が三十億八千百二十七万三千円で三億八千九百八十九万三千円の減少などあります。

また、一般財源における收支の主な増減項目は、収入では、①市税が七千五百十八万八千円の増収、②国庫支出金が三億九千二百二十四万六千円の減少、③地方交付税が二億九千五百四十二万二千円の減少、④臨時財政対策債が二億三千二百五十万円の減少など合計十一億六千六百八十万五千円減少しております。

支出では、①物件費が四億四千五百六十七万二千円の減少、②公債費が三億六千九百七十三万五千円の減少、③普通建設事業費が一億五千六百六十四万円の減少、④人件費が一億二千七百五十九万一千円の減少など合計十一億九千九百七十三万七千円減少しております。

また、本年度の決算においては、①減債基金への積立などにより基金残高が増加、②市債発行額の減少や繰上償還などにより市債残高が減少するなど財政健全化に向けた取組が見られました。

今後においても、計画的で健全な行財政の運営と推進に期待するものであります。

次に、公営企業会計決算の審査につきまして御報告申し上げます。

七十七ページを御覧ください。

第一、審査の種類、第二、審査の対象、第三、審査の期間、第四、審査の方法をそれぞれ記載しております。

第五、審査の結果につきましては、審査に付された決算書類は、審査した限りにおいて、地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿の照合点検の結果、計数は正確であることが認められ、経営成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

なお、審査の概要につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後刻御清覧をお願いいたします。

また、百二ページから第六、審査の意見を記載しております。一、水道事業会計、二、下水道事業会計について記載しております。後刻御清覧をお願いいたします。

次に、財政(経営)健全化の審査につきまして御報告申し上げます。

百四ページを御覧ください。

第一、審査の種類、第二、審査の対象、そして次ページに第三、審査の期間、第四、審査の方法をそれぞれ記載しております。

第五、審査の結果につきましては、審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、法令に適合しております、かつ正確であると認められました。

次に、下表の健全化判断比率において、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字額がないため該当数値はなく、ハイフン表示となつております。

次に、③実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の一五・〇パーセントに対し九・六パーセント、④将来負担比率につきましては、早期健全化基準の三五〇・〇パーセントに対して九九・三パーセントで、共に基準内となつております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計において、いずれも資金不足額がないため該当数値はなく、ハイフン表示となつております。

第六、審査の意見につきましては、百六ページから百七ページに記載しております。

健全化判断比率等につきましては、いずれも国の示す基準の範囲内にあり、また前年度に比べて比率は改善しておりますが、まだまだ厳しい状況にあります。

今後においても、財政の健全性確保のため、なお一層、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営に努められることを望むものであります。

以上で、決算及び財政（経営）健全化審査意見書の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田雅範） 決算及び財政（経営）健全化の審査意見が終わりました。（「六番」の声あり）六番議会運営委員会窪 佳秀委員長。

○議会運営委員長（窪 佳秀） ただいま上程となりました認第一号から認第九号までの九議案は、いずれも令和四年度における各会計決算の認定でありますので、これらの議案につきましては、特に慎重審議を期するために、例年のとおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。

なお、委員の定数を七名とし、委員の選任につきましては議長に一任いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田雅範）お諮りいたします。

ただいま、窪 佳秀議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は、慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して審査を付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は七人とし、選任につきましてはあらかじめ御協議願つておりますので、私から指名いたします。
配付漏れはございませんか。――。

配付漏れなしと認めます。

私から指名いたします。二番秋本直嗣議員、三番中山俊樹議員、六番窪 佳秀議員、七番岩本 孝議員、八番福塚 実議員、九番山口耕司 議員、十二番大谷龍雄議員、以上七人の方にお願いいたします。
なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議を賜りたいと思いますので、各位には、本会議終了後、直ちに議員会議室に御参集願います。

○議長（吉田雅範）次に日程第十五 報第十九号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章） 報第十九号 専決処分の報告について（損額賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。池嶋土木管理担当部長。

〔都市整備部長（土木管理担当） 池嶋 晶登壇〕

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第十九号、専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により、令和五年九月一日付をもつて専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、追加議案の一ページを御覧いただきたいと存じます。
和解の相手方は、奈良県五條市西吉野町立川渡六三、畠山爲里。

和解の内容につきましては、市側の過失割合を十割とし、市は相手方車両の損害賠償金六万一千五十円を支払うもので、今後本件に関する
は、双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっています。

恐れ入りますが、追加議案書の三ページを御覧いただきたいと存じます。

事故の概要につきましては、令和五年七月二十六日午前七時頃、市道立川渡永谷線の市道敷きに停車中、市道法面から落石が助手席側後部
座席用のドアに当たり、ドアの損傷及び窓ガラスを破損したものでございます。

なお、人身に負傷はありませんでした。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第十九号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範） 次に日程第十六 報第二十号を議題といたします。

事務局次長に件名を朗読させます。

○事務局次長（小田光章） 報第二十号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）。

○議長（吉田雅範） 報告を求めます。池嶋土木管理担当部長。

〔都市整備部長（土木管理担当） 池嶋 晶登壇〕

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶） 失礼いたします。

ただいま上程頂きました報第二十号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきまして、提案理由の御説
明を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は市道の管理瑕疵による人の負傷に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条第一項の規定により令和五年九

月六日付をもつて専決処分としたため、同条第二項の規定に基づきその旨を議会に報告するものでございます。

恐れ入りますが、追加議案書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

和解の相手方は、和歌山県橋本市紀の光台二一一六一三、新井燈真、法定代理人、親権者、父、新井裕作、母、新井千尋。和解の内容につきまして、市側の過失割合を十割とし、市は損害賠償金九千七百三円を支払うもので、今後、本件に関しては双方とも一切の債権債務関係がないことを確認するものとなっています。

事故の概要につきましては、令和五年六月二十五日午後三時十五分頃、市道五條二十七号線を祖母と自転車に乗つて散歩中、市道縦断側溝の蓋が何者かに外されなくなっているのに気づかず、はまり、負傷したものであります。

なお、現在は完治しております。

以上で、御報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）福塚 実議員。

○八番（福塚 実）ちょっとだけ聞かせてください。これ、側溝の蓋が外されていたということですけれども、ふだんは固定されているものなのか、ずっとそのまま固定されてなかつたものなのか、その辺はどうなんですか。

○議長（吉田雅範）池嶋土木管理担当部長。

○都市整備部長（土木管理担当）（池嶋 晶）八番福塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

鉄製のグレーチングですので、枠の中にはまつてある状態でございます。ボルトの固定はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（吉田雅範）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）最近そのグレーチングとかの盗難もありますので、ホームセンターとかに行つたらグレーチングとグレーチングをつなぐボルト等、簡単なものですから、簡単に留めれる。外そうと思つたら外せるんやけれども、簡単な固定具がありますんで、またそういう場所があるんであれば、またそんなものも気づいたら、常時ちょっと補修とか、ちょっと手を加えるなり、またしていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（吉田雅範）質疑を終わります。

以上で、報第二十号の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十三日から二十六日まで休会とし、次回二十七日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十六分散会